

神奈川県宇宙関連産業の振興に係る連携と協力に関する協定書

神奈川県（以下「甲」という。）、相模原市（以下「乙」という。）、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構（以下「丙」という。）は、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、神奈川県内の宇宙関連産業クラスターの形成強化を促進し、産業基盤の強化を図るとともに、リニア中央新幹線神奈川県駅（仮称）周辺のまちづくりを見据え、相模原市域を中心とした宇宙関連産業の集積及び振興、並びに宇宙科学研究所の研究開発成果の普及啓発及び地域振興を通じた宇宙科学探査に対する意識醸成を推進するために、次条に定める事項について、甲乙丙が連携し、相互に協力することを目的とする。

（連携と協力事項）

第2条 甲、乙及び丙は、前条の目的を達成するため、次の事項について各者の役割及び特性を尊重しつつ、相互に連携、協力するよう努めるものとする。

- （1）県内企業の宇宙関連産業への参入及び共創の促進
- （2）宇宙関連企業の企業誘致の促進及び起業の支援
- （3）企業・自治体・学術機関の連携促進
- （4）国際連携・地域振興・観光への貢献
- （5）広報普及活動、宇宙に関する教育啓発活動及びイベントの実施
- （6）その他前条の目的を達成するために必要な事項

（協定内容の変更）

第3条 甲、乙又は丙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議のうえ、必要な変更を行うものとする。

（期間）

第4条 本協定の有効期間は、令和9年3月31日までとする。ただし、甲乙丙協議により合意したときは、改めて協定を締結することにより更新するものとする。

（疑義等の決定）

第5条 本協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲乙丙協議のうえ、定めるものとする。

以上、協定の証として、本書3通を作成し、甲・乙・丙各々署名のうえ、各自その1通を保有する。

令和7年8月22日

甲 神奈川県横浜市中区日本大通1
神奈川県知事

黒岩 祐治

乙 神奈川県相模原市中央区中央二丁目11番15号
相模原市長

本村 賢太郎

丙 神奈川県相模原市中央区由野台3丁目1番1号
国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構
宇宙科学研究所長

藤本 正樹